

平成 28 年度二段階一般競争入札による 公募売却を実施します！！

横浜市（以下「本市」という。）では、保有資産の有効な利活用の一環として、鶴見区鶴見中央四丁目、港北区菊名七丁目及び青葉区藤が丘一丁目に所在する市有地について、土地の利用等に関する企画提案を審査した上で行う一般競争入札（以下「二段階一般競争入札」という。）により公募売却を実施します。

■ 物件の表示

物件番号	【土地の名称】 土地の所在	用途地域等 建ぺい率・容積率	地目 (公簿)	地積 (実測)
①	【鶴見区鶴見中央四丁目土地】 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 21 番 15	商業地域 80%・600%	宅地	800.03 ㎡※
②	【港北区菊名七丁目土地】 横浜市菊名七丁目 929 番 7 及び 929 番 8	準住居地域 60%・200%	雑種地	1,302.00 ㎡
③	【青葉区藤が丘一丁目土地】 横浜市青葉区藤が丘一丁目 14 番 49	第二種中高層住居専用地域 (60%・150%)、 第一種低層住居専用地域 (50%・80%)	宅地	1,005.98 ㎡

※ 区画整理による換地地積

■ 入札への参加資格

法人とします。

■ 最低売却価格

物件番号	土地の名称	総額
①	鶴見区鶴見中央四丁目土地	218,970,000円
②	港北区菊名七丁目土地	274,340,000円
③	青葉区藤が丘一丁目土地	245,560,000円

■ スケジュール 【入札公告：平成 28 年 9 月 15 日（木）】

募集要項	交付期間	平成 28 年 9 月 15 日（木）～平成 28 年 12 月 14 日（水）
入札参加申込書及び企画提案書受付期間		平成 28 年 12 月 1 日（木）～平成 28 年 12 月 14 日（水）
企画提案書の審査【第一段階】		平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月
企画提案書の審査結果通知		平成 29 年 1 月 31 日（火）
価格競争入札【第二段階】		平成 29 年 2 月 27 日（月）
公有財産売買契約（所有権移転・土地引渡し）		落札決定の日から 30 日以内

※ 交付・受付場所：横浜市中区港町 1 丁目 1 番地 横浜市財政局管財部資産経営課（横浜市役所本庁舎 4 階） Tel 045-671-2273

※ 募集要項は、資産経営課のホームページでも御覧いただけます。 <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/hoyutochi>

■ 二段階一般競争入札の概要

【企画提案書等の作成及び提出】

入札参加希望者は、土地の利用等に関する計画をまとめた書類（以下「企画提案書」という。）を作成し、入札参加申込書とあわせて提出します。

【審査及び入札】

審査及び入札は、二段階で行うこととします。

第一段階においては、提出された企画提案書について、横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会が審査します。

第二段階においては、本市が、第一段階の審査結果に基づき審査通過者を決定の上、審査通過者による入札を行います。

お問合せ先

財政局資産経営課長 鈴木 康弘 Tel 045-671-2198

【裏面あり】

(参考) 土地利用条件

物件番号	土地の名称	土地利用条件
①	鶴見区 鶴見中央四丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二に基づき、商業地域内に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。 ただし、下記に掲げるものの用として建築物の全部又は一部を利用するものは除きます。 ア 興行・集会を目的とする施設、旅館、ホテル、飲食の提供を伴う店舗その他これらに類するものの用 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用 ウ 前記イに定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自転車駐車場（建築物の屋内又は屋外に150台以上）・ 地域防犯への取組に供する施設・ 地域防災への取組に供する施設・ 地球温暖化対策への取組に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
②	港北区 菊名七丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二に基づき、準住居地域に建築することができる建築物で、隣接する休日急患診療所等の周辺環境と調和したものとします。</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none">・ 緑化されたオープンスペース（敷地南西部に事業者が設置・管理 100㎡程度） ※ 設置・管理の方法は、応募者の提案によるものとします。・ 地域貢献に供する施設（子育て支援、防災機能等） ※ 内容は、応募者の提案によるものとします。 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>

<p>③</p>	<p>青葉区 藤が丘一丁目 土地</p>	<p>(1) 募集用途</p> <p>公益的施設（診療所・幼稚園・デイサービス・老人ホーム又はこれらに類する施設）で低層（高さ等の取扱いのとおり）のものとしします。</p> <p>なお、西側の道路に面する部分の2階以下で建物総面積の過半を超えない範囲において店舗・事務所を設置することを可とします。</p> <p>（高さ等の取扱い）</p> <p>第二種中高層住居専用地域部分：当該用途地域の高さ等の制限内で階層は3階までとします。</p> <p>第一種低層住居専用地域部分：当該用途地域の高さ等の制限内で階層は2階までとします。</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流施設（事業者が設置・運営し、地域の交流促進に寄与する屋内型の施設として100 m²程度） ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用</p> <p>設計、施工又は管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>
----------	------------------------------	---